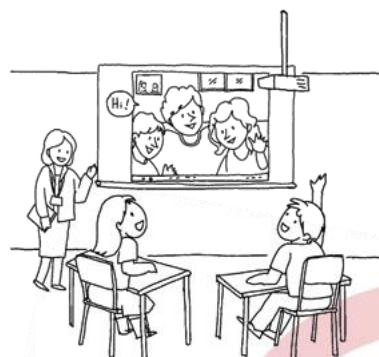




柏市未来につなぐ 魅力ある学校づくり 基本方針



令和7年3月
柏市教育委員会

柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針

目次

第1章 基本方針の概要

- 1. 方針策定の目的 ----- 1
- 2. 方針の位置付け ----- 2
- 3. 方針期間 ----- 2

第2章 柏市が目指すこれからの学校教育

- 1. 人口減少・産業構造の変化 ----- 3
- 2. 文部科学省の考え方 ----- 3
 - (1) 第4期教育振興基本計画
 - (2) ウェルビーイング
- 3. 柏市の学校教育が目指す子ども像 ----- 6
- 4. 柏市が目指す学校教育 ----- 7

第3章 目指す学校教育の実現に向けた具体的な取組

- 1. 誰一人取り残さない学校教育の推進 ----- 9
 - (1) 学びをつなぐ
 - (2) 子ども主体の学び
 - (3) 安全・安心な居場所づくり
 - (4) 家庭・地域とともに
 - (5) 生き生きと働き 学び続ける教職員
- 2. 学びを支えるよりよい教育環境づくり ----- 22
 - (1) 学びを支える教育環境

第4章 基本方針の推進へ向けて

- 1. 方針の周知 ----- 31
- 2. 取組の推進 ----- 31
- 3. おわりに ----- 32

第1章 基本方針の概要

1. 方針策定の目的

現在の社会は、近年の技術革新による加速度的な社会の変化だけでなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や相次ぐ自然災害の発生、国際情勢の不安定化などに象徴される「予測困難な時代」となっています。このほかにも、少子化や人口減少、グローバル化の進展、地球規模の課題、格差の固定化など様々な社会課題が発生しています。

このように、急激に変化する社会にあっても変わらないものとして、新しい価値を生み出すのが「人」であることは揺らぎません。本市の未来を担う子どもたちが、新しい社会において主役となるために、教育が「人づくりの牽引役」となる必要があります。子どもたちの資質や能力を高め、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を図るためにも、社会の形成者として身につけることが望ましい基礎的学力の習得の促進や、グローバル化・ICT環境の充実等の現在の社会状況を踏まえた新しい時代の学校教育が求められています。

一方で、本市では、今後、年少人口の減少に伴い、児童生徒数も減少することが見込まれています。この児童生徒数の変化も地域差があり、比較的大きな規模が維持される学校がある一方で、全体としては小規模な学校が今よりも増加する見込みです。

また、学校施設においては、多くの学校で老朽化対策が急務となっています。校舎や屋内運動場以外にも、給食施設や屋外プール施設も老朽化の進行に伴い、あり方の検討が必要となっています。今後は、建替や長寿命化改修^(注1)等の施設更新のタイミングを捉えて、新しい時代に即した学習環境の整備に対応する必要があります。

学校現場においては、学校に通うことができない又は通いづらさを感じてしまう児童生徒の増加、小学校への入学や小学校から中学校への進学に伴う環境の変化にうまく適応できない児童生徒の出現等、一人一人のニーズに合った個別の支援が求められています。一方、全国的な課題でもある教職員不足や多忙感の増大は本市においても例外ではなく、生徒指導や通学路の安全確保等、学校に求められる役割は多様化、複雑化しています。

本市教育委員会では、これらの社会情勢の大きな変化と学校を取り巻く現状を踏まえ、市立小学校、中学校、高等学校で育つ“かしわっ子”たちが、未来に向かっていきいきと過ごすことができる魅力的な学校づくりを推進していく必要があると考えます。そのため、「誰一人取り残さずに多様な個人、社会のウェルビーイング^(注2)を実現する学校づくり」を進め、『よりよい教育環境の確保』と『教育の質の向上』を目指して、「柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針（以下「本方針」という。）」を策定することとしました。

本方針の策定にあたっては、附属機関である柏市教育政策審議会において、令和5（2023）年11月から合計9回にわたり会議を開催し、本市の子どもたちにとっての望ましい学校教育の姿について、様々な観点から議論いただきました。

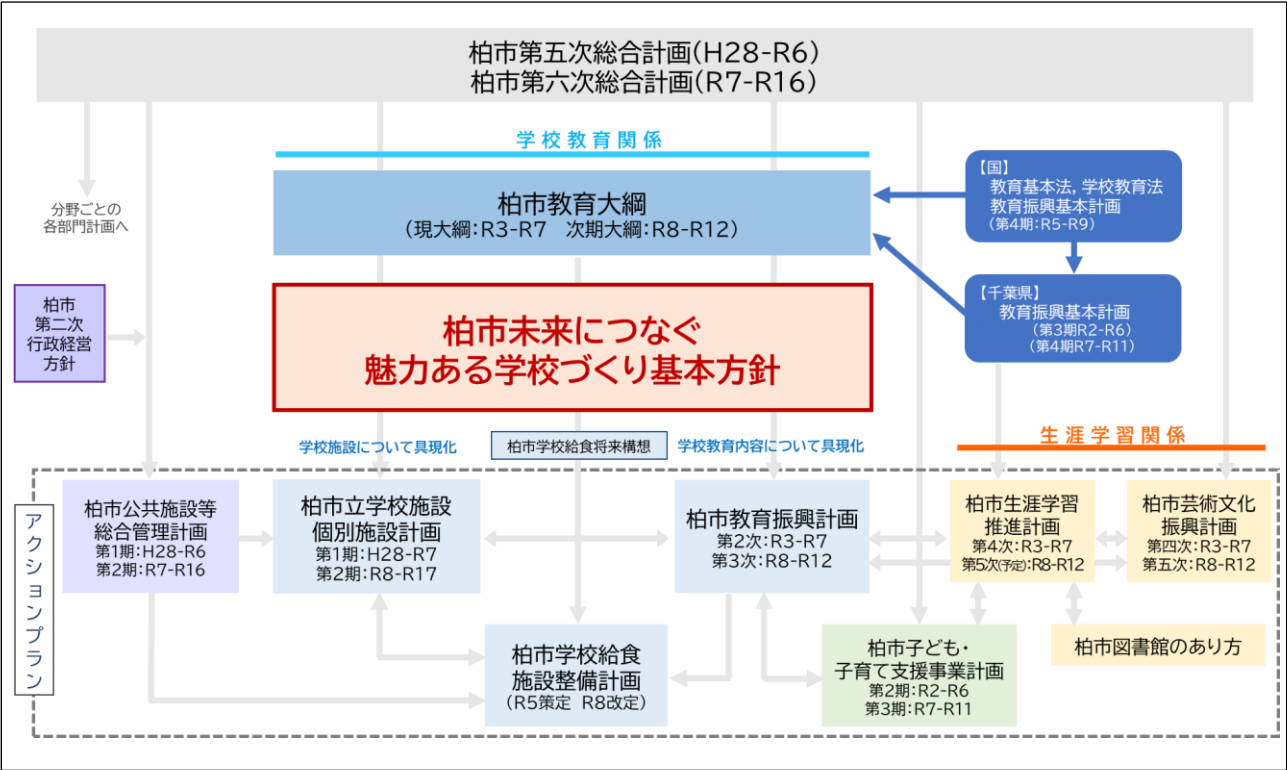
^(注1) 長寿命化改修：学校施設の老朽化対策として、今後40年間使用できるように建物構造体におけるコンクリート中性化対策や耐久性の高い材料や設備への改修を行うもの

^(注2) ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられるよい状態にあることも含む包括な概念

2. 方針の位置付け

本方針は、柏市立学校における望ましい学校規模や学習環境の整備、各種教育上の課題への対応において、国が示す「教育振興基本計画」を参酌するとともに、本市の教育行政の基本指針となる「柏市教育大綱」、さらには「第五次・第六次柏市総合計画」や「柏市公共施設等総合管理計画」等の関係計画との整合を図ります。

図表1-1 本方針の位置づけ



3. 方針期間

本方針の期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とし、以降は10年を目安に必要な見直しを実施します。ただし、将来の児童生徒数の推計や学校施設の老朽化状況、国が示す教育振興基本計画の修正事項等を継続的に確認し、修正等が必要と判断される場合には、柔軟に対応することとします。

第2章 柏市が目指すこれからの学校教育

1. 人口減少・社会構造の変化

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。これまでも、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定化、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきました。今後も、様々な社会情勢が連動して、問題が複雑化、多様化することが予想されます。

あわせて、我が国では今後の人口減少が問題になっています。現在の生産年齢人口である15～64歳の人口は、令和32（2050）年には現在の3分の2に減少すると推計されています。我が国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にあります。

一方、本市においては、今後しばらくは人口が増加する傾向にあるものの、令和17（2035）年をピークに将来的には減少することが見込まれており、0～14歳までの年少人口については、令和7（2025）年にはピークを迎え、その後は減少に転じる見込みです。

また、市制施行当初には5万人弱の人口であった本市は、本年70周年を迎え43万人を超えるまでに着実に発展してきましたが、今後の人口減少や少子高齢化の加速といった様々な社会情勢の変化を受け、右肩上がりの時代における拡大基調を前提とした成長サイクルは限界を迎えようとしており、まちづくりの考え方を一つ一つ見直し、限られた経営資源の効果的な活用等もより一層積極的に進めることが求められています。

このような様々な社会の課題や変化に対応するためには、子どもたちが変化を前向きに受け止め、予測困難な時代をたくましく生き抜く力やスキルを身に付けることができるよう、将来を見据えた学校教育のあり方が問われています。

2. 文部科学省の考え方

（1）第4期教育振興基本計画

国は、令和5（2023）年6月に「第4期教育振興基本計画」を閣議決定しました。教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定する計画（計画期間5年）であり、教育施策を総合的、体系的に位置付けて取組を進めています。

第4期計画では、総括的な基本方針・コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げており、5つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示しています。

政府が今後の教育政策を着実に推進するとともに、本市などの地方公共団体に対して、「本計画の方針や施策を実効性のあるものとするために、政府の基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じた適切な対応がなされる」ことが期待されています。

また、社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指すことが挙げられています。

図表2-1 第4期教育振興基本計画の2つのコンセプトと5つの基本的な方針

2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

5つの基本的な方針



出典：「第4期教育振興基本計画」リーフレット 文部科学省

(注3) 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)：教育データの標準化、ツールの整備、データ利活用の推進などを指し、文部科学省はこれらの三本柱で教育DXの推進を進めており、教育データの利活用に関する有識者会議や調査研究などを実施

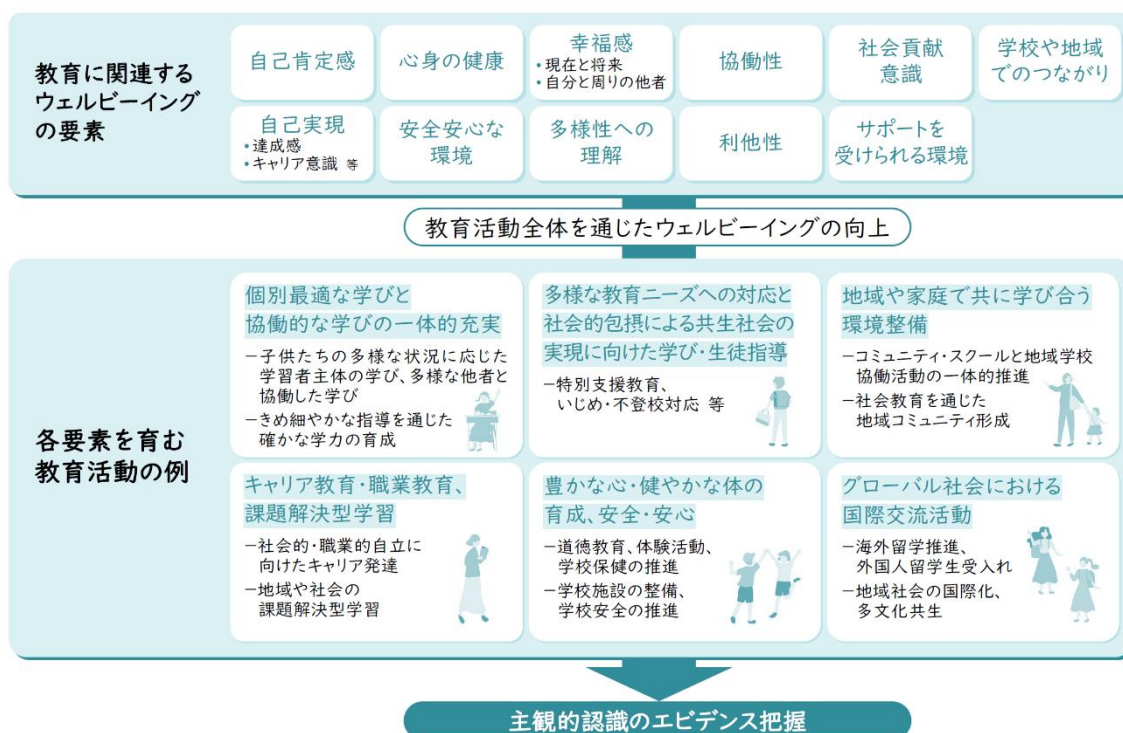
(2) ウェルビーイング

文部科学省によると、ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念」です。また、「多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられるよい状態にあることも含む包括な概念」であるとされています。

ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により差異があることが明らかになっています。第4期教育振興基本計画では、こうした文化差に着目しつつ、日本においては、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育む日本社会に根差したウェルビーイングを目指すことが求められるとされています。同計画では、その要素として、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられています。教育を通じてこれらを向上させていくことが重要となります。

教育に関連するウェルビーイングの要素は、何か特定の教育活動を行うことで高まるという性質のものではなく、教育活動全体を通じて向上させていくという考え方が重要です。個別最適な学び・協働的な学びや多様な教育ニーズへの対応、豊かな心や健やかな体の育成、安全・安心など、これまでの学校教育で取り組んでいる教育活動を着実にやっていくことが子どもたちのウェルビーイングの向上につながります。また、子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを保つことも極めて重要です。学校が教師のウェルビーイングを高める場となり、子どもの成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境がよい状態であることなどが求められています。

図表2-2 第4期教育振興基本計画の教育とウェルビーイング



3. 柏市の学校教育が目指す子ども像

自他の対話を大切にしながら、学び続けるかしわっ子
～よりよい自分 よりよい“かしわ”を目指して～

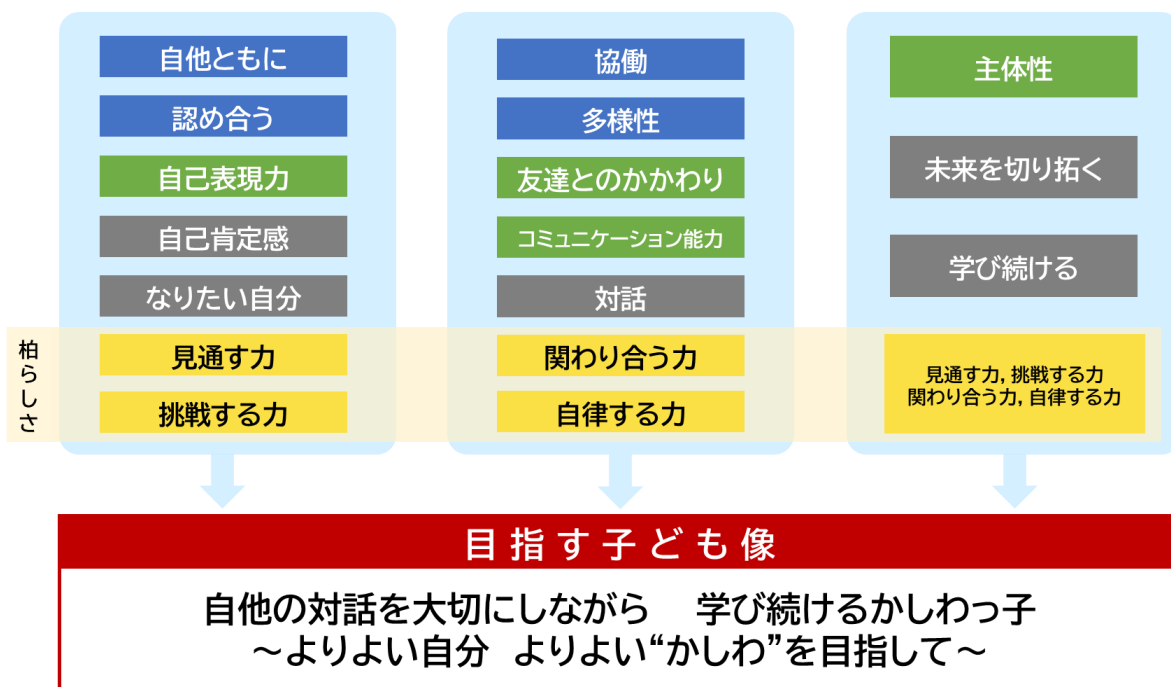
本市教育委員会では、子どもたちのウェルビーイングを実現し、誰一人取り残さない学校教育を実現するため、教育政策審議会での議論や、令和6（2024）年5月に実施した「柏市立小中学校の教育環境に関するアンケート^(注4)」での子どもたちや保護者、教職員、地域の意見をもとに、本市の学校教育が目指す子ども像を上記のとおりまとめました。

「自他の対話を大切にしながら」という言葉には、他者との対話や関わりはもちろんのこと、自分自身との対話を大切にすることで、自分を大切にし、自己肯定感を高めて欲しいという願いを込めました。

また、「よりよい“かしわ”」という言葉には、柏だけではなく、地域や社会を含めた大きな意味合いを込めています。創造的で居心地のよい社会の形成に向けて主体的に参画できるよう、子どもたちには、地域との関わりを通じて成長してほしい、との願いから、子どもたちにとって身近な社会である“かしわ”という言葉を入れました。

本市の学校教育が目指す子ども像には、予測困難な時代の中で、自他を尊重し、多様な人々との関わり合いを通じてなりたい自分を模索し、個々のそれぞれの想いや、よりよい柏、よりよい社会の実現を目指して学び続ける子どもになって欲しい、そんな願いが込められています。

図表2-3 柏市の学校教育が目指す子ども像



■ 審議会委員より ■ 市教育委員会検討
■ アンケートより ■ 柏市4つのC

※これらの色分けは、各審議や検討における区分を示しています

(注4) 柏市立小中学校の教育環境に関するアンケート：【資料編】52-84 ページ参照

4. 柏市が目指す学校教育

本市教育委員会では、「柏市の学校教育が目指す子ども像」を実現するために取り組むべき「柏市が目指す学校教育」についても検討を進めました。教育政策審議会等での議論を経てまとめた本市が目指す学校教育を「誰一人取り残さない学校教育」とし、その実現に向けて、6つの具体的な取組を定めました。

1つ目の取組は、「学びをつなぐ」小中一貫教育の推進です。義務教育9年間をトータルで捉え、連続性・系統性を確保した学びを実践するとともに、幼保こ小の連携と中高の連携を強化し、学びの接続期において滑らかなつながりを目指します。また、グローバル化が進む現代社会において、地域や世界で活躍する人材を育成するグローバル^(注5)型教育を推進します。

2つ目の取組は、「子ども主体の学び」です。個別最適な学び^(注6)と協働的な学び^(注7)の一体的な充実により主体的・対話的で深い学びの実現を目指すとともに、特別支援教育においても子どもたち一人一人に寄り添った教育を推進します。

3つ目の取組は、「安全・安心な居場所づくり」です。不登校児童生徒への支援、教育相談の充実、子どもの居場所としての学校の充実を図ります。

4つ目の取組は、「家庭・地域とともに」です。地域とともにある学校づくりに欠かせないコミュニティ・スクール^(注8)の活性化、唯一の市立高等学校である市立柏高等学校の魅力化を図ります。

5つ目の取組は、「生き生きと働き学び続ける教職員」です。教職員の職場環境の改善により子どもと向き合う時間の確保、教職員研修の充実を図ります。

6つ目の取組は、「学びを支える教育環境」です。ここでは、主に学校施設等のハード整備の観点から目指す学校教育の推進を図ります。

なお、それぞれの取組についての方向性や対応の詳細な内容については、第3章に記載しています。

図表2-4 柏市が目指す学校教育

目指す学校教育			
誰一人取り残さない学校教育			
学びをつなぐ ●小中一貫教育の推進 ●グローバルな人材の育成	子ども主体の学び ●個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 ●特別支援教育の推進	安全・安心な居場所づくり ●不登校児童生徒への支援 ●教育相談の充実 ●子どもの居場所	家庭・地域とともに ●コミュニティ・スクールの活性化 ●市立柏高等学校の魅力化
生き生きと働き 学び続ける教職員 ●子どもと向き合う時間の確保 ●教職員研修の充実		学びを支える教育環境 ●将来を見据えた学校のあり方 ●新しい時代の学びを実現する学校施設の整備 ●安全・安心な学校施設の充実 ●心身の健康を支える給食の提供	

(注5) グローカル：「Global（グローバル・世界的な）」と「Local（ローカル・地域的な）」を組み合わせた言葉で、国際的な視点を持って地域社会に貢献する取組を指す

(注6) 個別最適な学び：児童生徒がそれぞれの特性や興味関心に応じて、自己調整しながら学習を進めていく学び

(注7) 協働的な学び：探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら進めていく学び

(注8) コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが期待されている

第3章 目指す学校教育の実現に向けた具体的な取組

ここでは、第2章で示した「柏市が目指す学校教育」を実現するための施策について記載しています。

<施策一覧>

1. 誰一人取り残さない学校教育の推進
(1) 学びをつなぐ
①小中一貫教育の推進 ②グローバルな人材の育成
(2) 子ども主体の学び
①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 ②特別支援教育の推進
(3) 安全・安心な居場所づくり
①不登校児童生徒への支援 ②教育相談の充実 ③子どもの居場所
(4) 家庭・地域とともに
①コミュニティ・スクールの活性化 ②市立柏高等学校の魅力化
(5) 生き生きと働き 学び続ける教職員
①子どもと向き合う時間の確保 ②教職員研修の充実
2. 学びを支えるよりよい教育環境づくり
(1) 学びを支える教育環境
①将来を見据えた学校のあり方 ②新しい時代の学びを実現する学校施設の整備 ③安全・安心な学校施設の充実 ④心身の健康を支える給食の提供

<各施策のみかた>

(1) 学びをつなぐ

① 小中一貫教育の推進

【現状・課題】

「小1プロブレム」¹⁾「小中ギャップ」²⁾と称されるように、入学したばかりの児童生徒が環境変化や学習内容の変化に馴染めず、毎日の登校が困難になったり、人間関係をうまくつくれなかったりすることなどが課題となっています。

全国的な動向としては、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）（令和4年/文部科学省）」が策定されたことにより、幼児期から児童期の発達を見通しつつ、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、教育課程や教育方法の充実・改善がより一層求められているところです。

【対応の方向性】

- 市内全校で小中一貫教育^(注10)を推進。義務教育9年間を通して系統性、連続性のある教育活動を実施

全市的な小中一貫教育の推進により、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を見通した教育を実践することで、義務教育9年間の学びを一貫性・系統性のあるものとします。小学校と中学校の教員によるきめ細やかな指導、切れ目のない支援を行うことで、子どもの戸惑いを軽減し、学習や学校生活への適応を高めます。

【具体的取組】

- 新** 小中一貫教育を推進する協力校による、乗り入れ授業⁴⁾や行事での交流、教職員合同研修等の実施（令和6年度～）
- 新** 全市的な小中一貫教育の実践に向けた各種取り組みを推進（令和7年度～）

【現状・課題】

柏市が取り組んでいることや課題と捉えていることを記載しています。

【対応の方向性】

現状や課題を踏まえ、これから取り組む施策の方向性を記載しています。

【具体的取組】

方向性に基づく取組を記載しています。

- 新**：新たな取組
- 拡**：拡充を図る取組
- 継**：継続する取組

1. 誰一人取り残さない学校教育の推進

(1) 学びをつなぐ

① 小中一貫教育の推進

【現状・課題】

「小1 プロブレム^(注9)」「小中ギャップ^(注10)」と称されるように、入学したばかりの児童生徒が環境変化や学習内容の変化に馴染めず、毎日の登校が困難になったり、人間関係をうまくつくれなかったりすることなどが課題となっています。

全国的な動向としては、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）（令和4年/文部科学省）」が策定されたことにより、幼児期から児童期の発達を見通しつつ、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、教育課程や教育方法の充実・改善がより一層求められているところです。

本市では、幼児期の教育・保育幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、幼保こ小連絡協議会等を通して、相互理解や交流・情報交換を行ってきました。また、平成24年度に「柏市小中学校連携教育ガイドライン」を策定し、児童生徒の交流や教職員の情報交換を中心に、各中学校区で小中連携教育に取り組んできましたが、小中連携教育の取組や頻度等は学校により差が生じており、誰一人取り残さない教育を推進するためには、今まで以上に小中学校の連携を深め、「小中連携から小中一貫へ」の流れを強力に推進していく必要があります。

[参考：資料編P49]

【対応の方向性】

1 市内全校で小中一貫教育^(注11)を推進。義務教育9年間を通して系統性、連続性のある教育活動を実施

全市的な小中一貫教育の推進により、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を見通した教育を実践することで、義務教育9年間の学びを一貫性・系統性のあるものとします。小学校と中学校の教員によるきめ細やかな指導、切れ目のない支援を行うことで、子どもの戸惑いを軽減し、学習や学校生活への適応を高めます。

2 小1 プロブレムや小中ギャップ、心身発達の早期化に対応

異なる校種（幼稚園・保育園・こども園/小学校/中学校）についての理解を深め、小・中学校間のつながりを強化することは、0歳から15歳までの学びの連続性に配慮することができ、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが期待できます。また、小学生と中学生の異学年交流により、小学生は中学生への憧れや尊敬の念を抱き、中学生は小学生に寄り添うことで思いやりの精神を育むとともに、「自己存在感」や「自己有用感」を高めるなど、集団生活に必要な能力の体得や人格形成上、有益な関わりが期待できます。さらに、幼児期の学び方を小学校低学年に応用することで、小学校との滑らかな接続を実現させるとともに、中学校・高等学校間でも連携を図り、学びの連続性を充実させていきます。

(注9) 小1 プロブレム：小学校に入学後に学校生活に適応できない状態が続くこと

(注10) 小中ギャップ：中学校進学時における新しい環境での学習面や生活面、友達や先輩・教職員との人間関係の不適應

(注11) 小中一貫教育：小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通して一貫した教育課程を編成し、系統的な教育を実施するもの

【具体的取組】

- 新 小中一貫教育を推進する協力校による、乗り入れ授業^(注12)や行事での交流、教職員合同研修等の実施（令和6年度～）
- 新 全市的な小中一貫教育の実践に向けた各種取組を推進（令和7年度～）
- 新 施設一体型の義務教育学校^(注13)の設置（※地域との協議、敷地や施設の確保、財政面等の必要な条件が整った場合）
- 新 小中学校両校種免許状取得の促進（研修の推進や費用の補助）
- 新 柏市版架け橋期カリキュラム共通シート^(注14)を活用した幼保こ小それぞれの教育の充実

② グローカルな人材の育成

【現状・課題】

グローバル化が進む現代社会において、地域でグローバルな視点を持ってコミュニティを支えたり、世界から地域を活性化させる活動をしたりするグローバルリーダーが求められており、そのような人材を育成する、「グローカル型教育」の推進が必要とされています。

本市では、英語教育推進の一環として、外国語指導助手（ALT^(注15)）を小中学校に配置しているほか、外国語授業支援員を小学校に配置しています。

本市教育委員会主催の事業として、「Online Kashiwa English Camp」やALTとの国際交流会の実施、インターナショナルスクールなどの教育機関や市民公益活動団体との交流を計画しているほか、姉妹都市の学校との交流会、教職員向けに指導力向上を目的とした研修を実施し、地域と学校をつなぐ教育活動を進めています。

また、気候変動、貧困の拡大等の様々な現代社会の問題を主体的に捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けた「持続可能な社会の創り手」の育成が求められています。地球規模で考え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、持続可能な開発のための教育（ESD）の充実が進められています。 [参考：資料編P50]

写真 3-1 国際理解教育の様子



オーストラリアキャンデン高校とのオンライン交流



ALT との国際交流会



姉妹都市トランス市との交流会

^(注12) 乗り入れ授業：中学校教員が小学校で、又は小学校教員が中学校で指導を行うこと

^(注13) 義務教育学校：9年間の義務教育を一貫して行う、前期課程・後期課程からなる小中一貫校。一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施

^(注14) 柏市版架け橋期カリキュラム共通シート：架け橋期とは、5歳児から小学校1年生の2年間を指し、生涯にわたる学びや生活の基盤を作る重要な時期といわれており、幼稚園・保育園・こども園・小学校がそれぞれのカリキュラムを可視化し、架け橋期に育てたい子どもの姿を語り合うためのシート

^(注15) ALT: Assistant Language Teacher の略。外国の言語や文化の理解を促進するため、授業の補助を行う、英語を母国語、母語とする職員

対応の方向性】

1 英語教育・国際理解教育の推進

英語教育を充実させることに加えて、外国にルーツを持つ児童生徒との交流や国際交流会等を通じて国際理解を深めることで、世界共通語である英語力を向上させるとともに、英語を使ってやり取りする楽しさを感じ、コミュニケーションの手段として積極的に英語を活用する態度の育成を図ります。

また、グローバルな視点を持ち国際社会で活躍するために、まず自国の文化や価値観を深く理解することを大切に、日本人としての誇りを持ちながら世界とつながる人材の育成を図ります。

2 英語力の向上を図るための環境整備

ALT、外国語支援員の配置を充実させることや、教職員の授業改善による児童生徒の英語力の向上を図ります。英語検定等の資格取得促進に向けて、子どもたちが英語を学ぶ環境を整備します。

3 地域と連携した地域学習・持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

学校運営協議会や地域ボランティア、地域の企業等と連携した地域学習を推進することで、郷土愛を醸成し、将来、柏で活躍する人材の育成を目指します。また、持続可能な社会の実現を目指して、次世代につなぐ教育の推進を図ります。

【具体的取組】

- 新 拡** インターナショナルスクールや市民公益活動団体との交流、ALT との国際交流会や外国語教育関連の事業の実施
- 拡** ALT、小学校外国語授業支援員等による支援体制の充実
- 拡** ALT、小学校外国語授業支援員と連携した、小学校1、2年生段階からの外国語に触れる機会の拡充
- 新** 授業改善による CEFR^(注16) A1 レベル^(注17) 以上の英語力の向上及び各種資格等の取得促進（検定料の助成含む）

^(注16) CEFR：欧州評議会（Council of Europe）が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠。外国語運用能力を測るための新しい標準で、各資格・検定試験の結果と CEFR レベルを相対することができる。【資料編】50 ページ図表 資-56 参照

^(注17) A1 レベル：実用英語検定3級等相当レベル 【資料編】50 ページ図表資-56 参照

(2) 子ども主体の学び

① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

【現状・課題】

これからの社会を生きる子どもたちは、今後ますます激しくなる社会の変化を前向きに受け止め、自らが主体となって様々な困難を乗り越えていくことができる資質・能力が必要になります。

本市では、これまで、子どもたちの「学ぶ意欲を育成する」ことを重点として取り組み、市独自の職員配置を充実させ、また、一人一台端末を利用できる環境を早期に整えてきました。それにより、教職員が児童の既習事項や授業の理解度を十分に把握したり、児童の実態に合った指導を行ったりすることで、一定の成果が見られることが確認できました。

今後、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等が一層求められると予想される中、子どもたちが自ら考え、主体的に学びに向かう「自律した学び手」を育てるために、自己調整しながら学習する「個別最適な学び」と、子ども同士や多様な他者と協働しながら学習する「協働的な学び」を一体的に充実させるとともに、子どもたちが未来を生きていく能力・資質を身に付けるための探究的な学びを深めていく必要があります。 [参考：資料編P50]

【対応の方向性】

1 学び続ける力（アウトプット、主体性、多様性を重視した学び）を日常の授業で育成

ICTを活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業・カリキュラム改善を推進します。

2 認知能力（基礎的な知識・技能）、非認知能力（協調性や忍耐力などの社会情緒的スキル）の育成

思考力、判断力、表現力などの認知能力だけでなく、「4つのC^(注18)」を中心とした非認知能力の育成に重点をおき、子どもたちが社会で生きていく力を育みます。

【具体的取組】

- 拡** 対話を重視する授業、自己選択・自己決定する授業、多様な人と学び合う授業の推進
- 拡** 一人一台端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進しながら教科の学びを深め、つなぐ
- 拡新** 主体性を育てる学びを行うための学校伴走支援
- 継** 新しい学びによる子どもの変化の検証（生活意識調査・「4つのC」の活用）

写真 3-2 子どもが主役、自分で学ぶ、学び合う姿



(注18) 4つのC：柏市の子どものめざしたい力を「見通す力」(Concept)、「挑戦する力」(Challenge)、「関わり合う力」(Communication)、「自律する力」(Control)の4つの指標として整理したもの【資料編】48 ページ図表資-52 参照)

② 特別支援教育の推進

【現状・課題】

全国的に特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にあり、本市においても平成28(2016)年度の627人から令和6(2024)年度は1,286人と大幅に増加しています。

本市では、特別支援教育をサポートする教育支援員^(注19)・個別支援教員(特別支援)^(注20)の配置や通級指導教室の設置、特別支援学校のセンター的機能の活用に取り組んでおり、一人一人のニーズに応じた支援・指導に対応する必要があります。[参考：資料編P42-44]

【対応の方向性】

1 「誰一人取り残さない」教育の充実

個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加に向けて、福祉・医療との連携・協力を図りながら、通常の学級、通級指導教室^(注21)、特別支援学級^(注22)、特別支援学校^(注23)といった連続性のある多様な学びの場での教育を充実させます。

2 インクルーシブ教育システム^(注24)の構築

障害のある人も積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、障害の有無に関わらず、子どもたちが共に学ぶことを推進するインクルーシブ教育システムの構築を図ります。

3 教員の専門性及び指導力の向上

特別支援学級の担任だけでなく、管理職や全教職員の専門性や指導力の向上を推進します。

4 一人一人のニーズに応じた就学先の決定

専門の相談員が保護者と一緒に適切な教育方法、教育の場などについて考え、一人一人のニーズに応じた就学先を決定します。

【具体的取組】

- 特別支援学級担当者向けの研修の実施、全教職員対象の研修の充実(管理職含む)
- 児童生徒の実態や教育的ニーズに応じた段階的かつ慎重な就学相談体制の確立
- 教育支援員、個別支援教員(特別支援)のさらなる拡充と、必要十分な施設の確保
- 柏市教育委員会作成のガイドブックの活用
- 特別支援教育免許状取得率の向上
- 医療的ケア児^(注25)への支援体制の充実

^(注19) 教育支援員：特別支援学級(知的障害及び自閉症・情緒障害)及び通常の学級に在籍する児童生徒に対して生活及び学習の支援を行う職員

^(注20) 個別支援教員(特別支援)：主に通常の学級で特別な支援を要する児童に対して、学級への入り込みによる指導及び、必要に応じて個別の取り出し指導を行う職員

^(注21) 通級指導教室：通常の学級に在籍する児童生徒が、一人一人の課題に応じた指導や支援を週1回1～2時間程度受けることができる教室

^(注22) 特別支援学級：小学校、中学校等において障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級

^(注23) 特別支援学校：障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校

^(注24) インクルーシブ教育システム：障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が一般の教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられていること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている

^(注25) 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒等のこと

(3) 安全・安心な居場所づくり

① 不登校児童生徒への支援

【現状・課題】

不登校を理由とした長期欠席者数は全国的に増加傾向にあり、本市においても増加しています。令和5（2023）年度の不登校児童生徒数は、小学校で347人、中学校で589人、合計936人となっています。不登校児童生徒に対しては、学校復帰だけを目標とするのではなく、自己肯定感の高揚を図り、社会的自立に向けた支援を進めるなど、個々の児童生徒の状況を踏まえた居場所づくりを進めていく必要があります。[参考：資料編P36-39]

【対応の方向性】

1 教育相談体制を整え、不登校児童生徒に対応できる環境を整備し、学びの選択肢（居場所）を確保

令和5（2023）年度に田中北小学校内に増設した「教育支援センター柏たなか」を含め、市内5か所にある教育支援センターについては、居場所の提供、学習支援等の相談対応及び支援等のさらなる充実を図っていきます。

2 子どもたちが安心して自発的に行きたくするような学校づくりの推進

授業の改善や、いじめ等の問題行動に対して毅然とした対応を徹底するなど「みんなが安心して学べる学校」を創生していくこと、また、社会的自立につながるよう、地域や関係機関とも連携しながら適切な支援や働き掛けを行います。

また、成長に従って異なる学校種等（幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校など）に進学する際に、子どもたちが大きな変化を感じることなく、その後の学校生活を円滑に送ることができるよう、幼保こ小、小中一貫教育の推進を含め連携を強化します。

なお、公立夜間中学^(注26)については、文部科学省が少なくとも各都道府県・指定都市に1校設置するよう促進しており、千葉県においては、近隣市である松戸市を含め、千葉市並びに市川市に設置されている状況等に鑑み、本市として直ちに設置する理由を見い出すまでには至っていません。

【具体的取組】

- 拡** 教育支援センターの拡充と支援内容の充実
- 拡** 小中連携による、個別支援教員（生徒指導・不登校支援）^(注27)の中学校区での巡回支援
- 拡** 小学校における校内教育支援センター^(注28)の段階的な整備
- 継** 学びの多様化学校^(注29)の調査・研究
- 拡新** 学校運営協議会等、地域による不登校支援の検討
- 新** 小中一貫教育の推進による切れ目ない支援と小中ギャップの緩和
- 拡** SC（スクールカウンセラー^(注30)）、SSW（スクールソーシャルワーカー^(注31)）、個別支援教員等を活用し、不登校児童生徒と学校がつながる体制作りを構築
- 継** 幼保こ小の連携を強化

^(注26) 公立夜間中学：夜の時間帯等に授業が行われる公立中学校。様々な理由により義務教育を修了できなかった人が学ぶほか、中学校を卒業していても不登校等で十分に学ぶことができなかった人の学び直しの場としても期待される

^(注27) 個別支援教員（生徒指導・不登校支援）：問題行動や非行傾向にある生徒への個別支援、及び校内教育支援センターなどに登校している生徒への学習指導等を行う

^(注28) 校内教育支援センター：クラスに入りづらいつ感じている児童生徒の居場所として市内小中学校に設置するもの

^(注29) 学びの多様化学校：不登校児童生徒の実態に配慮して、特別の教育課程を編成して教育を実施する学校

^(注30) スクールカウンセラー：児童生徒及びその保護者の心の悩み等を中心にカウンセリングを行う職員

^(注31) スクールソーシャルワーカー「子どもの最善の利益」を優先し、児童生徒一人一人の生活の質を向上、学ぶ権利の保障とそれを支える学校・地域をつくる職員

② 教育相談の充実

【現状・課題】

文部科学省は、平成29(2017)3月に「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」等に則った「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しましたが、全国的にいじめ重大事態の発生件数は増加傾向となり、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況です。

そのことを受け、文部科学省では、取組の一層の強化を図るため、令和6(2024)年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を行いました。

ガイドラインの改訂を受け、学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応にあたって、重大事態の発生を防ぐための未然防止に努めることや、重大事態が発生した際には、学校と関係機関が連携して対応に当たること、その他、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施すること等が改めて求められています。

本市のいじめの認知件数は、小・中学校ともに増加傾向^(注32)にあります。認知件数に対する解消率は大幅に改善していることが追跡調査の結果から判明しています。

年3回「柏市いじめの状況調査」を実施しており、令和5年(2023)3月には解消率が7割程度だったものが、同年12月には解消率が9割以上となり高い解消率となっています。

本市では対面や電話での相談のほか、インターネットを通じた相談窓口を設置しており、学校の教育相談担当職員だけでなく、スクールカウンセラーや教育支援センターなど様々な関係者・関係機関が連携し、教育相談体制の充実を図っています。

また、外国人児童生徒等の増加や、児童虐待、ヤングケアラー、経済的困窮への対応など、多様な背景を持つ児童生徒への支援が求められています。

今後も教育相談の充実を図り、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう取組を推進していく必要があります。[参考：資料編P39, 41]

【対応の方向性】

1 学校間、関係機関、保護者、地域との連携体制の強化

学校の諸問題における未然防止や早期発見・早期解決を図るため、学校と保護者、児童相談所や警察等の関係機関、スクールロイヤー、地域との連携体制を強化します。

2 生徒指導と教育相談の両輪による、学校の諸課題における未然防止や早期発見・早期解決

生徒指導と教育相談の両輪による対応の他、本市で導入している相談プラットフォーム「STANDBY^(注33)」、心の健康観察を行う「シャボテンログ^(注34)」をさらに有効活用し、学校の諸課題における未然防止や早期発見・早期解決を推進します。

3 いじめ発生時の適切な対応

児童生徒に対する親身な教育相談の一層の充実や、児童生徒にとって相談しやすい環境を整え、心のケア等を図ります。また、いじめ対応にあたっては、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討、さらには学校だけでは対応がしきれない場合は警察等の関係機関と連携して対応を図ります。

^(注32) 認知件数が増加している要因は、いじめの定義が教職員、児童生徒に広く認知され、いじめアンケートをとおして早期認知、早期対応することができていると考えており、認知件数の増加は肯定的に捉えることができる

^(注33) STANDBY：児童生徒がいじめ等で悩んでいるときに、スマートフォンやタブレットの「STANDBY」アプリから、自治体や学校が設けた専門の相談員に匿名で報告・相談できるもの

^(注34) シャボテンログ：児童生徒が毎日または定期的なアンケートに回答することで、子どもが自身の自己管理能力を高めることや、学校が子どもの不調を予見することを目指したもの

【具体的取組】

- 相談プラットフォーム「STANDBY」や心の健康観察「シャボテンログ」の活用促進
- SC（スクールカウンセラー），SSW（スクールソーシャルワーカー），学級経営アドバイザー，スクールサポーター^{（注35）}の拡充。柏市問題対策支援チームの派遣
- 教育支援センターや教育支援室との連携による相談体制のさらなる充実
- 児童生徒や保護者を対象とした，情報モラル，いじめ未然防止，SOSの出し方教育等の出前授業の充実
- 生徒指導，教育相談の充実に向けた，研修等を通じた教職員の資質能力の向上
- 「柏市いじめ防止基本方針」や「いじめ問題対応の手引き」の更新
- 外国語を母語とする児童生徒への日本語支援の充実

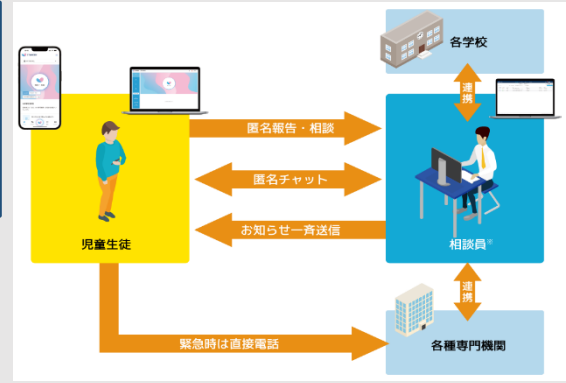
図表 3-1 生徒指導の諸課題の未然防止・早期発見のためのデジタルコンテンツ

報告・相談プラットフォーム「STANDBY」

児童生徒がいじめ等で悩んでいるときに，スマートフォンやタブレットの「STANDBY」アプリから，自治体や学校が設けた専門の相談員に匿名で報告・相談できるもの。いじめ等の問題について，早期発見・早期対応ができる。市内小5～高3までの児童生徒が登録済み。

【令和5年度実績】

- ・ 300件を超える相談，2,000件を超えるチャット数
- ・ 令和6年度より，相談業務の委託を実施



出典：スタンバイ株式会社ホームページより

ここらとからだの WEB 健康観察・アンケートアプリ「シャボテンログ」

シャボテンログは，児童生徒が毎日または定期的なアンケートに回答することで，子どもが自身の自己管理能力を高めることや，学校が子どもの不調を予見することを目指したものだ。文部科学省でも推進されており，実施校は年々増加している。導入については，趣旨について学校長から賛同を得た学校から実施している。



←児童生徒の回答画面

2年2組のダッシュボード
2022年6月23日（木）

2年 2組 変更する

日 週

▲少し悪い X 悪い !

項目	出欠確認	心	体	話	遅タ	遅期	なぜ	だる	悪害	他	備考	観測時間	経過時間
1番 シャボテン 1	☐												
2番 シャボテン 2	☐												
3番 シャボテン 3	☐												
4番 シャボテン 4	☐												
5番 シャボテン 5	☐												

←教師用管理画面

出典：経済産業省「未来の教室～learning innovation～」より

（注35） スクールサポーター：いじめの予防や対応に取り組む，退職した警察官などの職員

③ 子どもの居場所

【現状・課題】

核家族化や共働き世帯の増加等の社会情勢の変化を背景として、本市のこどもルームの入所児童数と利用率は年々増加しており、直近9年間で約1.7倍となっています。また、こどもルームの保留児童数（待機児童数）は、過去5年間は年間40人前後でしたが、令和6（2024）年度には100人以上に大幅に増加しています。

学校を拠点とした子どもの居場所づくりの取組として、放課後子ども教室【補充学習型】，放課後子ども教室【体験型】，夏休み子ども教室を実施しており、今後も、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所を整備する必要があります。 [参考：資料編P40]

【対応の方向性】

1 放課後子ども教室^(注36)【居場所型】とこどもルームの一体型運営の整備

全ての子どもが自分らしく過ごせる安全・安心な居場所を確保するため、こどもルームの保育室や小学校の教室，特別教室等を活用し、放課後子ども教室とこどもルームを一体的に運営するアフタースクール事業^(注37)を推進します。

令和8（2026）年度から一部の小学校でスタートし、その後3年間の全校実施を図ります。

2 放課後子ども教室【補充学習型／体験型】や夏休み子ども教室の継続

これまでと同様、小学校の教室や公民館等を活用し、地域と連携を強めながら、子どもの安全・安心な居場所づくりを推進していきます。また、将来的には、補充学習型や体験型の放課後子ども教室もアフタースクール事業に集約し、放課後時間の充実を図ります。

【具体的取組】

- 新** アフタースクール事業（一体型運営）の新規実施
- 継** 放課後子ども教室【補充学習型／体験型／居場所型】の継続実施
→将来的には【アフタースクール事業】へ集約
- 継** 夏休み子ども教室の継続実施

写真 3-3 放課後子ども教室の様子



放課後子ども教室【補充学習型】
(ステップアップ学習会)



放課後子ども教室【体験型】



夏休み子ども教室

(注36) 放課後子ども教室：小学校施設等で、小学生が放課後に安全・安心に過ごせる居場所づくりを目的とした事業

(注37) アフタースクール事業とは、学校施設を活用しながら、「こどもルーム」と「放課後子ども教室」を一体的に運営することで、放課後や夏休みなどの長期休業期間におけるすべての児童を対象とした校内での居場所を提供するもの

(4) 家庭・地域とともに

① コミュニティ・スクールの活性化

【現状・課題】

令和元（2019）年度から順次、学校運営協議会を各校に設置し、令和5（2023）年度には、市立全小中学校63校がコミュニティ・スクールとなりました。

学校・家庭・地域の三者でその学校（区）の教育目標や目指す子ども像について協議し、理解を深め、また、その実現に必要な地域学校協働活動を推進していくことで、「地域とともにある学校づくり」につなげていきます。

【対応の方向性】

1 「地域の支援」から「地域との連携・協働」へ

学校支援やステップアップ教室等、従来の「地域の支援」を、学校教育目標を共有した「コミュニティ・スクール」として、学校・家庭・地域の三者が連携・協働することで、子どもたちの成長を地域全体で支える「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

2 個別の活動の総合化・ネットワーク化

学校運営協議会を、各団体が個別に行っている学校支援活動をゆるやかなネットワークでつなげた「地域学校協働活動^(注38)本部」と一体的に推進していくことで、学校を中心とした地域の人的なネットワークを広げ、「学校を核とした世代間のつながりづくり」を目指します。

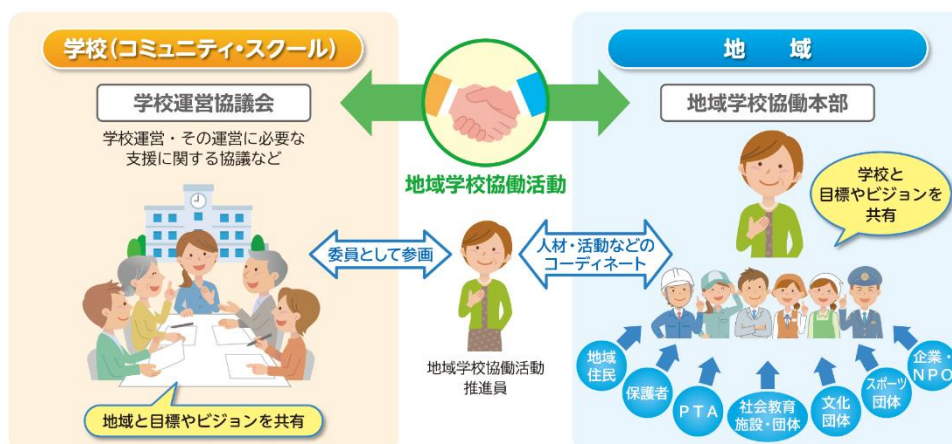
3 地域と学校のコーディネート機能の充実

地域と学校のコーディネート役となる「地域学校協働活動推進員」を拡充するため、推進員の育成・養成に注力していきます。

4 社会に開かれた教育課程，地域とともにある学校の実現

登下校の見守りや環境整備等の学校支援だけでなく、低学年への生活支援や授業支援（習字・ミシン等のサポート）や、キャリア教育^(注39)における事業所の発掘等、教育課程における協働活動を推進していくことで、社会に開かれた教育課程，地域とともにある学校の実現を目指します。

図表 3-2 コミュニティ・スクールの概要



出典：文部科学省「これからの学校と地域」より

(注38) 地域学校協働活動：地域の高齢者，成人，学生，保護者，PTA，NPO，民間企業，団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て，地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに，「学校を核とした地域づくり」を目指して，地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

(注39) キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け，必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して，児童生徒のキャリア発達を促す教育

【具体的取組】

- 地域の資源を生かした、地域学校協働活動の推進・充実化・質の向上
- 地域学校協働活動推進員の拡充
- 地域に根差した学びの場や体験活動の場の拡充
- 市教育委員会による各種活動の支援

② 市立柏高等学校の魅力化

【現状・課題】

市立柏高等学校における入学選抜志願者について、普通科では減少傾向でしたが近年は増加傾向にあります。また、スポーツ科学科の志願者は横ばい傾向にあります。

多くの生徒が部活動を理由に入学しており、授業や部活動、進路指導など学校生活の満足度は高くなっています。一方で、生徒は部活動と勉強の両立に困難さを感じており、学習意欲・主体性の育成が課題としてあげられています。

本市唯一の市立高校である市立柏高等学校では、第三次教育計画を基に、これからの時代にあった教育と、地域に根差した学校を目指した取組を進めています。 [参考：資料編P51]

【対応の方向性】

1 学習環境の充実

学習環境の充実では、未来を創る「ICT教育」を推進し、学習環境の充実を図ります。また、通学に係る利便性と安全性を向上させるため、学校所有のバスの活用を検討します。

2 キャリア教育の推進

キャリア教育の推進として、一人の市民として社会に貢献する姿勢を養う、「シチズンシップ教育」を実践します。様々な体験を通して、将来ビジョンを持ち、自らの進路を主体的に考える姿勢を養います。また、地域と連携することで、地域の将来を支える人材を地域全体で育てる意識を醸成するとともに、市内中学校とも連携し、学びの連続性を大切にします。

3 地域と歩み続ける部活動

部活動の運営については、共通理解を深め、地域と連携した活動を継続することで、地域スポーツや文化の拠点として地域を支える存在となります。

4 積極的なイチカシの魅力発信（県立学校との差別化）

情報発信の中心となる学校のホームページを刷新し、生徒が主体的かつ積極的に“イチカシ”の魅力を発信する体制を構築します。

【具体的取組】

- 新 ICT教育の推進（令和5（2023）年度から市より一人一台端末を貸与）
- 新 施設面の維持管理（施設等の実態把握及び整備計画の見直し）や新たな取組（昼食提供機能の充実、スクールバスの導入、照明のLED化等）
- 国際理解教育・異文化理解の推進
- インターンシップ^{（注40）}活動の充実
- 地域とのつながりの深化
- 新 主体性を重視した教育活動の推進
- ホームページ、SNS、広報かしわ等を活用した積極的な情報発信

（注40） インターンシップ：社会に出る前の職場体験として、高校に在籍しながら協力企業や公官庁等で行う就業体験プログラム

(5) 生き生きと働き 学び続ける教職員

① 子どもと向き合う時間の確保

【現状・課題】

本市の教職員数は、令和6（2024）年度で小学校が1,230人、中学校が644人となっています。段階的な35人学級への移行や、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加に伴い、学級数は増加傾向にあるため、それに伴い教職員数も増加傾向にあります。

また、令和6（2024）年度における教員の年齢は、40歳未満の教員が全体の6割(65.1%)を占め、年齢層に偏りのある状況になっています。このような状況から、教育技術の伝達が難しく、人材育成が課題となっています。また、短い経験年数で責任のある立場を任される教員が増えており、負担感も増大しています。

「働き方に関する調査」（令和5（2023）年度実施）によると、7割程度の教職員が、授業の準備などについて、「勤務時間内に時間が取れていない」と回答しており、業務量を適切に見直し、働き方改革を今後も進めることで、子どもたちと向き合う時間を確保できるようにしていく必要があります。時間外在校時間^(注41)月45時間超の教職員数は確実に減少しているものの、学校間での取組には差がみられる状況です。 [参考：資料編P44-46]

【対応の方向性】

1 教職員が担う業務の明確化

文部科学省が示す「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、支援員等の人材確保や外部委託、家庭・地域住民との連携や協働、休日の部活動の地域移行等により、教職員が担う業務の明確化・適正化を図ります。取組の一つとして、学校給食費の徴収・管理等の業務（未納者への督促等を含む）が教員の負担となっていることを踏まえ、公会計化を進めます。

2 働きがいのある職場環境づくり

本市では、令和6（2024）年3月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。在校時間の適正化等ワーク・ライフ・バランス^(注42)の重視や校務のDX化などを通じ、「教師が教師でなければいけないこと」に全力で取り組めるよう教職員の働きがいを高めます。

3 子どもと向き合う時間を確保

一人一人の教職員が子どもと向き合う時間や安心して学ぶ時間を十分に確保するために、教育委員会・学校が連携し、教職員が働きやすい職場になるように支援します。

【具体的取組】

- 拡** 人材の確保（正規教職員及び各種学校サポートスタッフ等の多様な配置）
- 新 拡** 部活動の地域移行の推進，地域学校協働活動の推進，外部委託^(注43)（学校用務，施設管理等）やボランティアの登用
- 新** 教職員のメンタルケア，職員のフォロー体制の構築
- 新** 「学校における働き方改革推進プラン」の策定・活用
- 新** 給食費の公会計化

^(注41) 時間外在校時間：正規の勤務時間外において教職員が在籍している時間を基本とし、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間等を加え、休憩時間や正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間を除いた時間

^(注42) ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと

^(注43) 外部委託：教職員の業務負担の平準化を図り、本来教員が行うべき業務に専念できるよう、学校用務や施設管理業務に関して、外部に委託するもの

② 教職員研修の充実

【現状・課題】

本市は中核市^(注44)として、法定研修を含む教職員研修を実施する権限があるため、「柏市教職員人材育成指針」に基づき、本市の実態に合った人材育成を進めてきました。

一方で、教員の半数が経験年数10年以下であるため、経験の浅い教職員への成長支援が喫緊の課題となっています。

また、「令和の日本型学校教育^(注45)」を担う教師の新たな学び、協働的な学び、適切な目標設定・現状把握、積極的な『対話』などが求められています。 [参考：資料編P50]

【対応の方向性】

1 体系的・計画的に学びを進められる研修体系の構築

教職員が自身のキャリアプランを持ち、学校管理職等と積極的に対話しながら、自らの学びを振り返るなど、体系的・計画的に学びを進められる研修体系を構築します。また、研修管理システムの活用による育成制度や研修制度を整備します。

2 教育課題を解決するために職層に応じて必要なマネジメント力の育成

自校の教育課題を解決するために、職層に応じて必要なマネジメント力の育成と専門性を高めるための協働的な学びを推進します。

3 主体的に学び続ける教職員の育成

チームを意識した研修を通じて、教職員同士の対話を促進し、協働を活性化させ、主体的に学び続ける教職員を育成することで、個々のスキルアップを図るとともに、学校の組織力を向上していきます。

4 教職員のニーズ、教育課題に基づいた研修の実施

本市では令和6（2024）年度より、アクションプラン実践研修を実施しています。教職員がそれぞれのキャリアステージに応じて、テーマを設定し、チームでの実践・振り返りを行うなど、複数の参加者によるディスカッションを通じて、自身の計画や戦略をより充実したものとして、所属校での実践につなげます。

【具体的取組】

- 拡新** 教育課題解決に向け探究心を持ちつつ自律的に学ぶ「アクションプラン実践研修」の実施（令和6年～）
- 拡新** マネジメント能力を高める管理職研修の拡充
- 拡** 対話や実践の共有を通じた、市内及び校内の教職員同士のつながり強化
- 拡** ICTを活用した多様なニーズに対応できる研修環境の充実
- 拡** 新たに対応すべき教育課題に対する研修の実施
- 拡** 研修で学んだことを実践につなげる「研修転移」の推進
- 拡新** マネジメント力の育成を目指した年次研修の体系化

^(注44) 中核市：政令指定都市以外で人口20万人以上の要件を満たす規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行なうことができるようにした都市

^(注45) 令和の日本型学校教育：全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す学校教育

2. 学びを支えるよりよい教育環境づくり

(1) 学びを支える教育環境

① 将来を見据えた学校のあり方

【現状・課題】

本市の児童生徒数は、昭和59（1983）年度の5万970人をピークに減少しており、ここ20年程度はやや増加傾向にあるものの、令和6（2024）年度は3万2,419人と、ピーク時から40年で約36.4%減少しています。今後数年間は横ばいで推移し、令和8（2026）年度以降、再び減少に転じる予測となっており、10年後の令和16（2034）年度には3万581人、40年後の令和46（2064）年度には現在の3分の2強（68.5%）にあたり2万2,222人にまで減少すると予測されています。地域や学校による差はありますが、全体として小・中学校ともに、クラス替えができない学校等の比較的規模の小さな学校が増加する見込みです。

本市では、平成27（2015）年度に「柏市立小学校及び中学校の適正配置に関する基本方針」を策定し、義務教育の公平性の確保や教育水準の維持・向上を図っていますが、方針策定から一定の年数を経過した現在、将来の児童生徒数の推計を踏まえた「望ましい学校規模」を定め、子どもたちが将来をたくましく生き抜く力を身に付けるため、一定の集団規模を確保する学校づくりを進めていく必要があります。

また、国は、通学距離の基準を小学校は4km以内、中学校は6km以内と定めており、本市の小・中学校の通学距離はその基準内に収まっていますが、将来を見据えた学校のあり方を検討する上では、夏場の猛暑やゲリラ豪雨など、昨今の気象状況の変化を踏まえ、登下校時の安全確保に加え、子どもたちにとって過度な負担とならない「望ましい通学距離」を定め、対策を講じていく必要があります。

[参考：資料編P10-23, 30-35]

【対応の方向性】

1 小学校、中学校、義務教育学校について、望ましい学校規模、学校配置及び通学距離に関する基準の設定

将来にわたる児童生徒数の減少を踏まえ、「子どもの教育環境が最優先」の視点に立ち、本市としての望ましい学校規模及び望ましい通学距離に関する基準を定めます。

2 一定の集団規模を確保する学校づくりの推進

以下のとおり将来の学校づくりを推進します。

ア 「子どもの教育環境が最優先」の視点に立ち、学校生活を通じて子どもたちが社会で生き抜く力を身に付けることができるよう、一定の集団規模を確保したよりよい学校づくりを推進します。

イ 1学年に1学級しかない学年が多い、いわゆる単学級校については、クラス替えができず^(注46)、人間関係や子どもたち同士の相互評価が固定化しやすい等の課題があることを踏まえ、義務教育学校の設置を含めた学校の統合等により解消を図ります。

ウ 義務教育9年間をトータルに捉え、連続性や継続性を確保した多様な教育的支援を実践することに加え、通学距離や地域コミュニティとの関係性に配慮し、中学校区を基本とした学校づくりを進めます。

(注46) 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で、一学級の児童生徒数の上限が定められており、学級数に応じて教職員も配置される

エ 全ての児童生徒に安全な教育環境を提供する必要性から、施設の老朽化状況を踏まえた学校づくりを推進します。

3 通学路の安全対策の充実・強化

登下校時における子どもたちの安全確保に加え、夏場の猛暑やゲリラ豪雨など、昨今の気象状況の変化を踏まえ、通学に係る過度な負担を軽減するため、スクールバスの運行を含めた通学路の安全対策を推進します。あわせて、登下校時等における子どもの見守り体制の充実に向けた取組を推進します。

【具体的取組】

- 新** 将来にわたる児童生徒数の見込みや学校施設の老朽化状況等を勘案し、学校・地域ごとに個別に対応
(対応例)
 - ・望ましい規模を下回る学校：学校の統合、小中一貫校化、通学区域の再編等
 - ・望ましい規模を上回る学校：必要な学校敷地及び学校施設の確保、必要な教職員の配置、学区外就学の制限、校舎等の増築、通学区域の変更、学校の分離新設等
- 新** 望ましい通学距離を超えて通学する児童に対する安全対策の実施
 - ・保護者や地域等と連携・協力した安全指導、登校班の編成、交通安全指導員の配置、路線バスやカシワニクル^(注47)等の交通手段利用の際の助成、スクールバスの運行等

具体的取組に必要な諸事項を以下のとおり整理します。

i. 望ましい学校規模

本市では、学校間の教育条件や教育水準を一定に保ち、教育の公平性を確保するとともに、目指す子ども像・学校教育を実現するため、望ましい学校規模を設定します。

望ましい学校規模の設定にあたっては、以下の点を考慮しました。

- ①学校生活を通じて子どもたちが社会で生き抜く力を身に付けることができるよう、一定の集団規模を確保すること
- ②望ましい学校規模に関する保護者等へのアンケート結果を踏まえること
(小学校は3～4学級／学年、中学校は4～6学級／学年を求める意見が多数)
- ③子どもたちに身に付けさせたい資質や能力等に鑑み、中学校における教科担任制を基本とした授業の進め方等、効果的な学校運営方法を踏まえること
- ④義務教育学校における望ましい学校規模については、上記①から③の視点に加えて、以下の2点を考慮し設定する
 - ア 義務教育学校は小学校や中学校とは異なる学校種別であるものの、教育課程、教職員配置、施設配置基準等の学校の基礎的な要素に関する基準については、小学校及び中学校それぞれの基準が準用されることに鑑み、小学校及び中学校における本市としての望ましい学校規模を踏まえること
 - イ 先行して実践を積んでいる他の義務教育学校の状況（視察で得られた知見、学校教職員から聞き取った事項等）を踏まえること

(注47) カシワニクル：沼南地域を運行する公共交通で、予約制の相乗りタクシー

小学校：1学年あたり3学級～4学級（学校全体では18学級～24学級）

中学校：1学年あたり4学級～6学級（学校全体では12学級～18学級）

義務教育学校：前期課程1学年あたり3学級～4学級

後期課程1学年あたり4学級～6学級（学校全体で30学級～42学級）

※ いずれも学級数に特別支援学級数は含まない

※ 学校教育法施行規則で標準規模（小・中学校ともに12学級以上18学級以下、義務教育学校は18学級以上27学級以下）が定められているが、「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定されている

図表3-3 小学校：1学年あたりの望ましい学校規模

学級数	保護者		教職員（非管理職）		教職員（管理職）		学校運営協議会委員	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1学級	78	0.8%	2	0.2%	0	0%	0	0%
2学級	758	7.2%	50	5.9%	9	12.7%	12	6.8%
3学級	4,627	44.1%	561	65.9%	53	74.6%	80	45.2%
4学級	3,409	32.5%	207	24.3%	8	11.3%	62	35.0%
5学級	1,241	11.9%	27	3.2%	0	0%	16	9.0%
6学級	264	2.5%	1	0.1%	1	1.4%	6	3.4%
7学級以上	107	1.0%	3	0.4%	0	0%	1	0.6%
合計	10,484		851		71		177	

出典：柏市立小中学校の教育環境に関するアンケート

図表3-4 中学校：1学年あたりの望ましい学校規模

学級数	保護者		教職員（非管理職）		教職員（管理職）		学校運営協議会委員	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1学級	13	0.3%	0	0%	0	0%	0	0%
2学級	36	0.8%	3	0.8%	0	0%	12	6.8%
3学級	519	11.6%	33	8.5%	3	8.1%	80	45.2%
4学級	1,232	27.6%	220	56.9%	25	67.6%	62	35.0%
5学級	1,497	33.7%	76	19.6%	3	8.1%	16	9.0%
6学級	962	21.6%	52	13.4%	6	16.2%	6	3.4%
7学級以上	198	4.4%	3	0.8%	0	0%	1	0.6%
合計	4,457		387		37		177	

出典：柏市立小中学校の教育環境に関するアンケート

ii. 望ましい通学距離・通学時間

本市では、市立小・中学校における望ましい通学距離を定めるにあたり、以下の5点を重視しました。

- ①児童生徒の通学上の安全
- ②児童生徒の通学に関する負担軽減（過度な負担とならぬよう配慮する）
- ③地域コミュニティの維持とまちづくり
- ④教職員の負担軽減（新たな負担増加の抑制）
- ⑤児童生徒の運動能力の維持・向上

小学校にとっての望ましい通学距離：2 km以内

小学生の通学距離と時間に関する調査結果や、保護者へのアンケート結果を踏まえ、小学校児童にとっての望ましい通学距離は「2 km以内」とすることとしました。兄弟での通学や体力面による発達の違いを考慮し、全学年一律の基準とします。

通学時に上記以上の距離を歩く児童に対しては、個々の学校や地域の状況等を踏まえ、必要な安全対策に努め、以下のような対応策を検討します。

- ・保護者や地域住民等と連携・協力した安全指導、登校班の編成
- ・交通安全指導員の配置
- ・路線バスやカシワニクル等の交通手段で通学する場合における利用料の助成
- ・スクールバスの運行

中学校にとっての望ましい通学距離：6 km以内

保護者へのアンケート結果や自転車通学の運用状況を踏まえ、中学校生徒にとっての望ましい通学距離は、国の基準と同様、「6 km以内」とすることとしました。中学校では、各学校ごとに定める一定の通学距離を超える生徒で自転車通学を希望する場合には、保護者の責任のもとで、各学校・地域の道路状況等を踏まえ、各学校長が自転車通学について判断・許可しています。

柏市の通学区域、学区別通学区域図の詳細については、柏市ホームページに掲載しています。

図表3-5 小学校：通学時間（片道）の許容範囲

許容時間	保護者（小1～3）		保護者（小4～6）		教職員		学校運営協議会委員	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
～15分	2,810	50.0%	2,278	46.9%	268	29.1%	26	14.7%
15分～30分	2,711	48.2%	2,473	50.9%	623	67.6%	132	74.6%
30分～45分	94	1.6%	102	2.1%	31	3.3%	18	10.2%
45分～	10	0.2%	6	0.1%	0	0%	0	0%
その他	—	—	—	—	—	—	1	0.5%
合計	5,625		4,859		922		177	

出典：柏市立小中学校の教育環境に関するアンケート

図表3-6 中学校：通学時間（片道）の許容範囲

許容時間	保護者		教職員		学校運営協議会委員	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
～15分	1,609	36.1%	67	15.8%	26	14.7%
15分～30分	2,718	61.0%	330	77.8%	132	74.6%
30分～45分	124	2.8%	26	6.1%	18	10.2%
45分～	6	0.1%	1	0.3%	0	0%
その他	—	—	—	—	1	0.5%
合計	4,457		424		177	

出典：柏市立小中学校の教育環境に関するアンケート

iii. 取組の進め方

- (1) 「全学年でクラス替えができない規模の学校」に関する将来のあり方について優先的に検討を図ります。
- (2) 望ましい学校規模を下回る学校については、将来の児童生徒数の減少見込みや学校施設の老朽化状況等を勘案し、将来の学校のあり方を検討します。
- (3) 望ましい学校規模を上回る学校については、将来にわたる児童生徒数の見込みや各校が抱える課題等も勘案し、それぞれの規模に応じた教育の充実方策を検討します。
- (4) 上記の検討にあたっては、望ましい通学距離（小学校：2 km以内，中学校6 km以内）のほか、P22に記載の【対応の方向性】（一定の集団規模を確保する学校づくりの推進）の視点を考慮します。

iv. 具体的な取組方法

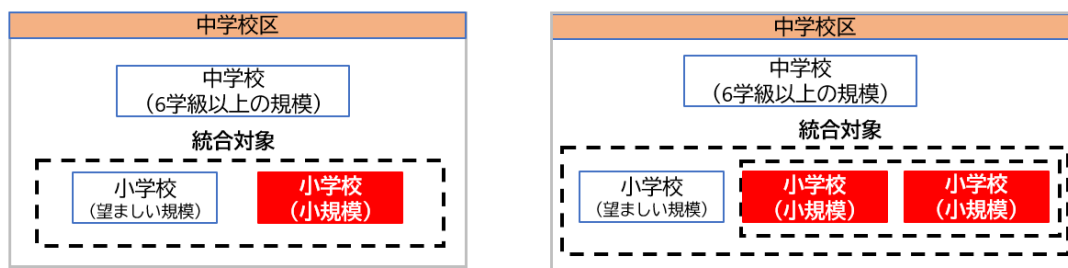
■ 小規模校 小学校：17 学級以下 中学校：11 学級以下

一定の集団規模を確保するため、以下のいずれかの方法を基本に検討を進めます。

地域や学校の実情等を踏まえ、小規模校として引き続き存続することが適当と判断する場合には、小規模校での課題に対する教育施策の充実を検討します。

A：小学校同士の統合

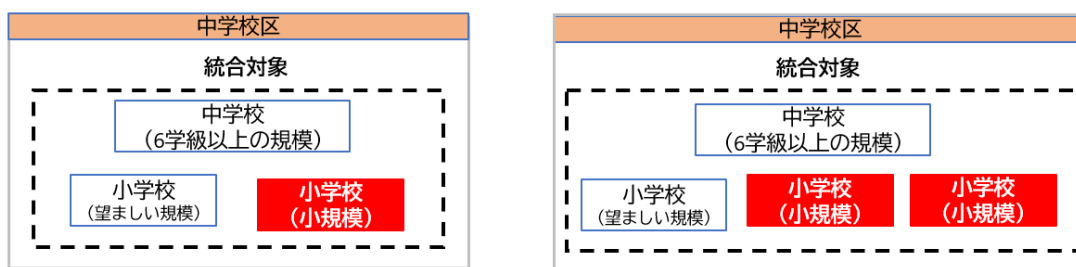
・クラス替えができない学年が存在しており、将来にわたっても推計上改善される見込みがない小学校について、同一中学校区内の小学校との統合を検討する



※ 地域の実情や施設の状況等を踏まえ、通学区域の調整や中学校を含めた統合による義務教育学校の設置について、柔軟かつ慎重に検討する

B：施設一体型の義務教育学校の設置

・クラス替えができない学年が存在しており、将来にわたっても推計上改善される見込みがない小学校または中学校があり、かつ、通学区域や学校の立地等を総合的に勘案し、義務教育学校の設置が適当と判断される場合において、同一中学校区内の小学校と中学校を統合した義務教育学校の設置を検討する



C：通学区域の再編

- ・将来にわたるエリアごとの児童生徒数をもとに、学校の配置や数は変えず、小規模校と当該校に隣接する学校の通学区域を再編する
- ・通学区域の再編に当たっては、地域コミュニティとの整合を十分に考慮する

■ 大規模校 小学校：25 学級以上 中学校：19 学級以上

円滑な学校運営や子どもたちへのきめ細やかな支援を図るため、将来にわたる児童生徒数等も勘案し、以下の方策を基本とし、学校及び地域の実情に即した最適な方策を検討します。

- 《方策》
- ・必要な学校敷地及び教室等の学校施設の確保
 - ・必要な教職員の配置
 - ・学区外就学の制限

※上記対応が困難な場合には、校舎等の増築、通学区域の変更、学校の分離新設等の対応を検討します。

② 新しい時代の学びを実現する学校施設の整備

【現状・課題】

著しい社会情勢等の変化を踏まえ、学校施設は教育を行う場に留まらず、地域コミュニティとの共存や避難所等の防災拠点としての役割など、学校施設が持つ社会的な機能や役割も変化しています。また、これまでのように、学級単位で一斉に黒板に向かい授業を受けるスタイルだけでなく、児童生徒一人一人に合わせた学びや対話的な学びなど、学びのスタイルは多様に変容しつつあります。

今後の学校施設においてはこれらへの対応が求められています。

[参考：資料編P25]

【対応の方向性】

- 1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた新しい学びを可能にする施設整備の推進

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る施設として、一人一台端末に加えて、主体的・対話的で深い学びを実現する教室空間として、広さを確保し開放的でゆとりのある教室環境の整備や3面ホワイトボード^(注48)の設置を進めます。

- 2 健やかな学習環境を提供するため、空調設備の設置等、快適な生活空間を確保

「快適な生活空間の確保」として、教室や体育館などへ設置している空調設備について、今後、設備の耐用年数に応じて適切に更新を図っていきます。

(注48) 3面ホワイトボード：前面、背面、側面の3面にホワイトボードを設置し、多様な学びに対応できるようにしたもの。資料編25ページ「写真 資料-1」参照

3 環境に配慮した施設及び災害に強い施設整備の推進

本市のゼロカーボンアクションプランに基づき、太陽光パネルの設置や省エネ・創エネにより、消費する年間のエネルギーの収支ゼロを目指すZEB化^(注49)を進めていきます。また、災害時の避難所となることを踏まえ、「災害に強い施設」として、体育館等における空調の設置、防災倉庫やマンホールトイレ^(注50)などの防災設備のほか、避難者に対する食の提供機能を含め、避難所機能を強化していきます。

4 地域と連携・協働する空間や他の公共施設等との共用化・複合化^(注51)の検討

地域と連携・協働する空間として、田中北小学校における図書室の地域開放は、本市における取組の一例となります。

また、他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」が集積し新しい価値を生み出す施設として整備することで、児童生徒や地域住民にとって多様な学習環境を創出するとともに、施設の有効活用を図ります。

【具体的取組】

- 拡** 一人一台端末や3面ホワイトボード等を活用した、多様な学習を展開でき、ゆとりのある教室環境を整備
- 拡** 長寿命化改修や建替等のタイミングにおいて、次の取組を推進
 - ・環境に配慮した施設のZEB化や太陽光パネルの設置
 - ・避難所機能の強化を図るため、防災備蓄倉庫、災害に強い自立型空調設備、マンホールトイレ等の設置
- 継** 空調設備の耐用年数に応じた適切な機器の更新
- 新** 時代の変化に合わせた施設の有効活用

③ 安全・安心な学校施設の充実

【現状・課題】

学校施設は、築30年以上経過した建物が8割以上を占め、施設の老朽化が顕著に進んでおり、子どもたちが安全に学べる環境を整えるため、計画的な改修等に取り組んでいますが、施設の改修や建替には多額の費用を要することは大きな課題となっています。

また、市北部のつくばエクスプレス沿線駅周辺や市中央部の住宅再生を進めているエリアの一部の学校では、学齢人口の増加に伴い教室数の不足が懸念され、校舎等の増改築を進める必要があります。このほか、市全体での児童生徒数は横ばいもしくは減少傾向にあるものの、特別支援学級児童生徒数の増加や学級編制基準の改正等の影響により、一部の学校では将来にわたり教室数が不足することが懸念されます。

[参考：資料編P24-29]

^(注49) ZEB化：先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物

^(注50) マンホールトイレ：下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設けたもので、災害時にトイレ機能を確保するもの

^(注51) 共用化・複合化：学校施設と他の公共施設等を、相互に機能的連携を保ちつつ、同一建物内又は同一敷地内に共存・融合させること

【対応の方向性】**1** 近年の建設に係る現状（建設コスト増や人員不足等）を踏まえた計画の見直し

老朽化した学校施設の計画的な整備のため、柏市立学校施設個別施設計画の見直しを行い、学校施設の建替や長寿命化を進めます。工事計画の際には、現状の教育現場に必要とされる機能・設備の検討のほか、施設の複合化、防災機能の強化、環境対策、バリアフリー化^(注52)、インクルーシブ教育への対応も考慮します。

2 対応の優先度を考慮した改修又は建替の実施

児童生徒の急増期にあわせて各学校施設の建設が短期間に集中し、今後の更新時期が重複する学校が複数あることを踏まえ、施設の中長期的な維持管理等に係る費用を縮減し予算の平準化を図ります。また、プールや武道場等、柏市立学校施設個別施設計画に明確な位置付けがない施設について、整備優先度が低い場合には廃止等も検討します。

3 増加する児童生徒の需要に対応するため教室不足対策を実施

将来にわたる児童生徒数の増加や特別支援学級児童生徒の増加等の要因により既存の学校施設では教室数が不足し、良好な教育環境を確保することが困難な学校においては、児童生徒数の将来推計や該当校の教職員の意見も参考としながら、特別教室等を一時的に普通教室に転用することや校舎の増改築等の対策を講じます。

【具体的取組】**拡** 令和6(2024)、7(2025)年度の2力年で「柏市立学校施設個別施設計画」を見直し

- ・既に実施した工事内容の精査、状況変化による課題への対応
- ・財政状況や児童生徒数の推移、教育環境等の変化、環境二ーズ（ZEB化等）への対応
- ・プールや武道場等、現行計画に明確な位置付けがない施設のあり方の反映

継 各学校の児童生徒数の推計や利用状況を踏まえた対応策の実施

- ・特別教室等の利用状況を踏まえた、一時的な普通教室への転用
- ・柔軟な学区外就学制度の運用、通学区域の見直し
- ・適切なタイミングにおける校舎の増改築

^(注52) バリアフリー化：公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者の困難をもたらす物理的なバリアを除去していきこうという考え

④ 心身の健康を支える給食の提供

【現状・課題】

本市の学校給食は、各学校内の調理場（単独調理場）で調理した給食を提供する自校方式と、学校給食センター（共同調理場）で調理した給食を各学校に配送するセンター方式の2つの方式で実施していますが、いずれの調理場も施設の老朽化が進んでいます。

多くの調理場は、現在の「学校給食衛生管理基準（平成21年）」が施行される以前に建築しており、学校給食に求められる衛生管理のさらなる徹底を図るため、「学校給食衛生管理基準」に基づいた施設の新增築や改築などが必要となっています。

子どもの食育は、将来の食習慣の形成に大きく影響するため、学校教育においても望ましい食習慣を実践していく力を身に付けられるように指導していくことが求められます。また、学校給食に地場産物を活用することで、児童生徒が地域の自然、食文化、産業等についての理解を深める効果が期待されます。

【対応の方向性】

1 学校給食施設の衛生管理の充実強化

安全・安心な学校給食を提供するため、「柏市学校給食施設整備計画（令和6年3月策定）」に基づいて、自校方式調理場及び学校給食センターの改修や建替を進めます。

2 学校給食センターの機能強化

新しい学校給食センターには、自校方式調理場における改修等の工事期間中に給食を提供できる能力を整備します。

3 生きる力と豊かな人間性を育む食育の推進

児童生徒が「食」に対する正しい知識や食習慣を身に付けるための献立や食育を推進し、健やかな体の発育を助けます。また、児童生徒が地域への理解を深め、より深く郷土への愛情を育むとともに、新鮮な農産物を使用した献立を提供するため、学校給食における地産地消を推進します。

【具体的取組】

- 拡** 「柏市学校給食施設整備計画」に基づき、自校方式調理場を更新
- 新** 学校給食センターの建替の実施に併せて、自校方式調理場における改修等の工事期間中に給食を提供できる能力を整備
- 新** 食育の推進につながる、見える給食調理場を整備
- 新** 給食調理場への空調整備による、調理員の安全衛生の向上
- 拡** 地産地消の推進

第4章 基本方針の推進へ向けて



1. 方針の周知

将来にわたり魅力ある学校づくりを推進し、よりよい教育環境の確保と教育の質の向上を図っていくためには、本方針について、本市教育委員会だけでなく、児童生徒、保護者、学校教職員、地域住民、学校運営協議会委員、その他の学校関係者に広く知ってもらう必要があります。

そのため、本方針については、冊子版のほか、要点をまとめた概要版を作成し、以下の方法等により幅広い周知に努めます。

- (1) 学校連絡システムを活用し、児童生徒の保護者へ周知
- (2) エッセンスをわかりやすくまとめた冊子等を作成し、児童生徒へ周知
- (3) 校務支援システムや校長会等の機会を活用し、全市立学校の教職員へ周知
- (4) 行政資料室への配架、本市ホームページへの掲載等、様々な媒体を通じて地域住民等へ周知

2. 取組の推進

本市が目指す学校教育を推進し「誰一人取り残さない学校教育の実現」を図るため、教育基本法第17条第2項に基づき策定する「柏市教育振興計画」において取組を具体化します。計画に位置付けた取組については、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「教育に関する事務の点検・評価」の対象とし、取組の進捗を確認、評価することにより、実効性を担保します。

また、「学びを支えるよりよい教育環境づくり」の実現に向けては、本方針で示した方向性を踏まえ、令和7年度に改訂される「柏市立学校施設個別施設計画」において、学校施設の整備等の計画についての具体化を図ることとします。

3. おわりに

本方針は、柏市教育政策審議会において、令和5、6年度の2カ年にわたり、合計9回の会議を開催し、本市の子どもたちにとってのよりよい教育環境の確保と教育の質の向上へ向けて、不登校や特別支援教育等の教育課題とあわせて、望ましい学校の規模や通学距離、教職員の働き方等、幅広く審議を重ねた上、策定しています。

本市教育委員会では、本方針に基づき、これまで以上に学校現場と協力・連携を密に図りながら取り組んでまいります。子どもたちの健やかな学びを育むためには、保護者をはじめとした市民の皆様の理解が不可欠です。より多くの市民の皆様に本方針をご覧いただき、本方針の実現にご協力いただきたいと思います。